

## 資料3-2

### 広報用パンフレット(一般用)

#### Q&A

Q 法テラスは、どのような問い合わせに対応してくれるのですか。

例えば、離婚、借金、相続、家屋の明渡し、交通事故、労働問題、犯罪被害等、民事・刑事を問わず、あらゆる法的トラブルに対応します。また、法律問題かどうか分からない方の問い合わせにも、できる限り対応します。

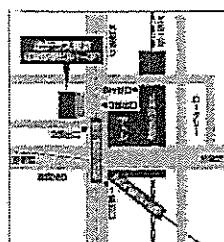
Q 法テラスでは、法律相談まで行ってくれるのですか。

法律相談が必要な方のうち、資力要件に当てはまる方には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談を行います。弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域にお住まいの方には、上記無料法律相談や法テラスの司法過疎対策による有料法律相談を行います。

その他の方については、連携している有料・無料の法律相談窓口や関係する法制度のご紹介をします。

Q どこに問合せをすればいいのですか。

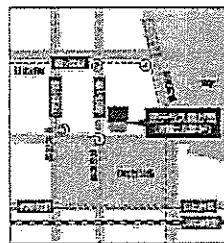
まずは、0570-078374(おなやみなし)にお問い合わせください。なお、お近くの地方事務所でも情報提供をしています。お気軽においでください。



法テラス東京  
☎050-3383-5300

〒160-0004  
新宿区西早稲田1-4  
司法相談ビル1-3F

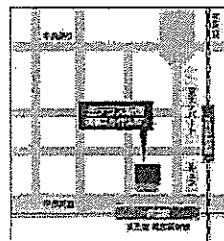
- JR「西早稲田」駅B1出口徒歩1分
- 北改札内の内装  
JR改札口 1番出口徒歩2分
- 西早稲田駅  
JR改札口 2番出口徒歩2分
- 東急西早稲田駅 8:00~17:00



法テラス盛が谷  
☎050-3383-5330

〒100-0013  
新宿区西早稲田1-1-3  
弁護士会館3F

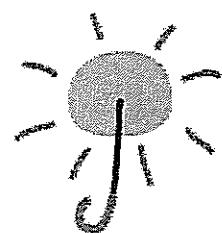
- 地下鉄丸の内線「西早稲田」駅B1出口徒歩1分
- 地下鉄南北線「西早稲田」駅C1出口徒歩2分
- 地下鉄丸の内線「西早稲田」駅C5出口徒歩2分
- JR「西早稲田」駅C1出口徒歩1分
- 東急西早稲田駅 8:00~17:00



法テラス新宿  
☎050-3383-5315

〒160-0023  
新宿区西早稲田1-18-5  
弁護士会館5F

- JR「西早稲田」駅B2出口徒歩2分
- 地下鉄南北線「西早稲田」駅C1出口徒歩1分
- 小田急「西早稲田」駅C5出口徒歩2分
- 地下鉄南北線地下鉄西早稲田駅C5出口徒歩2分
- 東急西早稲田駅 8:00~17:00



法テラス

迷うあなたの  
道しるべ

全国50カ所にオープン!

法的トラブルで困ったときには  
**0570-078374**  
※ 9:00~21:00 ～翌日 9:00~17:00

日本司法支援センター

わたしたち  
法テラスです。

#### 法テラスの主な業務

##### ①相談提供

法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する団、66万公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。

例えば…

友達に15万円貸したけど、いくらお願いしても返してくれない。

訪問販売で高額を買っただけ、高すぎたので返したい。

裁判を起こしたいけど、弁護士や司法書士を頼むお金がない。

リフォームのトラブルに陥って相談窓口を探してます。高齢者で事情もいろいろあるので、お会いして説明したい。

法テラス ☎0570-078374

##### 法制度紹介

少額訴訟制度をご存じですか。この制度を使えば、簡単に対応できます。

##### 相談窓口紹介

消費者生活に関するご相談ですね。専門の機関、団体を紹介します。

法テラス  
(地方事務所・支部・出張所)  
相談でお話を伺った方がよいですね。地方事務所の相談窓口にお越しください。

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

正式名称は日本司法支援センターです。

「法で社会を明るく照らしたい。」「皆様がくつろげる隣当たりのよいテラスのような場所にしたい。」という想いを込めて法テラスと名付けました。

國民のみなさまに、「法律の困りことは一人で悩まず、いつでも相談できる窓口があること」「司法が身近にあるということ」を実感していただきたいと考えています。

法的な困りことは法テラスへお電話ください。

おなやみなし  
☎0570-078374

\*「0570」はアビダイヤルの番号です。  
固定電話であれば、全国どこからでも、  
2分0.5円/通話で電話することができます。  
※PHS・IP電話からは、03-5745-6800に  
お電話ください。

日本司法支援センター  
法テラス

(おなやみなしに接するに際して登録された人です。)

##### ②民事法律扶助

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です。援助にあたっては資力などの審査があります。

##### 援助の内容

- 法律相談援助…弁護士・認定司法書士による無料法律相談
- 代理援助…裁判や闇債、交渉などで専門家の代理が必要な場合に、弁護士・認定司法書士を紹介し、その費用を立替えます。
- 告発作成援助…自分で裁判を起こす場合に、裁判所提出書類の作成を行う弁護士・司法書士を紹介し、その費用を立替えます。